

令和 8 年 6 月 19 日

令和 8 年広島県議会 6 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

県第四十四号議案

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年六月十九日

広島県知事 横 田 美 香

- 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の
一部を改正する条例案
- 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の
一部を改正する条例

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（平成二十七年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十条（略） （災害発生の危険性を察知する取組） 一 雨量、河川の水位、注意報、警報、危険 警報等の情報 二 （略） 2 （略）	第十条（略） （災害発生の危険性を察知する取組） 一 雨量、河川の水位、注意報及び警報、土 砂災害警戒情報等の情報 二 （略） 2 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

防災気象情報体系が見直され、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒情報が、気象業務法に基づく警報と一体として通知等されることになったことを踏まえ、関係規定の整備を行うため、この条例案を提出する。

県第四十五号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年六月十九日

広島県知事 横 田 美 香

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五十一条（略）</p> <p>2 前項の手当は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千四百四十円）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>イ 巡回監視 九百五十円</p> <p>ロ 応急作業等 千四百四十円</p> <p>二 前項第二号に掲げる作業 千四百四十円</p> <p>三 前項第三号に掲げる作業 千二百二十円</p> <p>四 前項第四号に掲げる作業 九百五十円</p> <p>五 前項第五号に掲げる作業 千四百四十円</p> <p>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額</p> <p>3（略）</p>	<p>第五十一条（略）</p> <p>2 前項の手当は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>イ 巡回監視 七百十円</p> <p>ロ 応急作業等 千八十円</p> <p>二 前項第二号に掲げる作業 千八十円</p> <p>三 前項第三号に掲げる作業 八百四十円</p> <p>四 前項第四号に掲げる作業 七百十円</p> <p>五 前項第五号に掲げる作業 千八十円</p> <p>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額</p> <p>3（略）</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
 - 2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前条例」という。）第五十一条第一項各号に掲げる作業に従事した職員についても適用する。
- （給与の内払）

3 前項の規定により改正後条例第五十一条を適用する場合には、改正前条例第五十一条の規定に基づいて支給された災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、改正後条例第五十一条の規定による災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の内払とみなす。

(提案理由)

人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の額を改めるため、この条例案を提出する。

県第四十六号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年六月十九日

広島県知事 横 田 美 香

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第百四十三条の二の八第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第百四十三条の二の九第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低負担額)</p> <p>第二条 法第百四十三条の二の八第一項に規定する条例で定める額(以下「最低負担額」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 知事等(地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。))を除く。以下この号において同じ。)) 県から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第百四十三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低負担額)</p> <p>第二条 法第百四十三条の二の七第一項に規定する条例で定める額(以下「最低負担額」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 知事等(地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。))を除く。以下この号において同じ。)) 県から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第百四十三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が</p>

支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一般会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百七十三条の五第一項第一号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ（略）

二 地方警務官 国から損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一般会計年度当たりの額に相当する額として政令第百七十三条の五第一項第二号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ（略）

支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一般会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百七十三条の四第一項第一号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ（略）

二 地方警務官 国から損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一般会計年度当たりの額に相当する額として政令第百七十三条の四第一項第二号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ（略）

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第二条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百四十三条の二の九（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>	<p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百四十三条の二の八（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>

（広島県土地造成事業の設置等に関する条例の一部改正）

第三条 広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(議会の同意を要する賠償責任の免除)
 第八条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の九第八項の規定により土地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)
 第八条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により土地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。

(広島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 広島県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十五年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第六条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の九第八項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第六条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

(提案理由)

地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第四十七号議案

広島県税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年六月十九日

広島県知事 横 田 美 香

広島県税条例の一部を改正する条例案
 広島県税条例の一部を改正する条例

第一条 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除) 第三十八条の二 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 所得税法第七十八条第二項第二号から第四号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ一ハ (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。</p> <p>一一三 (略)</p> <p>2 (個人の県民税に係る扶養親族等申告書) 第三十九条の五 (略)</p> <p>2 次に掲げる者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の</p>	<p>(寄附金税額控除) 第三十八条の二 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 所得税法第七十八条第二項第二号から第四号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ一ハ (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。</p> <p>一一三 (略)</p> <p>2 (個人の県民税に係る扶養親族等申告書) 第三十九条の五 (略)</p> <p>2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者</p>

規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三十七條の三の第三項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

一 所得税法第二十三條の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 法の施行地において公的年金等（所得税法第二十三條の七の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第三十四條第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。次号において同じ。）（退職手当等（第四十三條の二に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

三 法の施行地において公的年金等（所得税法第二十三條の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第三十四條第一項第一号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初の当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第八條の二の三に規定する金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

附則

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）
第六條の四 平成二十二年度から令和二十五年
度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租
税特別措置法第四十一條又は第四十一條の二
の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十
一條第一項に規定する居住年（以下この条及
び次条において「居住年」という。）が平成
二十一年から令和十二年までの各年である場
合に限る。）には、第一号に掲げる金額から
第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金

（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第五十條の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二十三條の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この項において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五條の三の第三項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三十七條の三の第三項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

附則

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）
第六條の四 平成二十二年度から令和二十年度
までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租
税特別措置法第四十一條又は第四十一條の二
の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十
一條第一項に規定する居住年（以下この条及
び次条において「居住年」という。）が平成二
十一年から令和七年までの各年である場合
に限る。）には、第一号に掲げる金額から第二
号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が

とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)
 第六条の四の二 (略)

(略)	(略)	(略)
第一項第一号	租税特別措置法第四十一条第二項から第十八項まで若しくは第四十一条の二	(略)
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第六条の五 第三十八条の二の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十七条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第八条第一項、附則第九条第一項、附則第十条第一項、附則第十一条第一項、附則第十二条の二第一項、附則第十三条の二の二第一項又は附則第十四条の二の七第一項の規定の適用を受けるときは、第三十八条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の五分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千円)とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)
 第六条の四の二 (略)

(略)	(略)	(略)
第一項第一号	租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで若しくは第四十一条の二	(略)
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第六条の五 第三十八条の二の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十七条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第八条第一項、附則第九条第一項、附則第十条第一項、附則第十一条第一項、附則第十二条の二第一項、附則第十三条の二の二第一項又は附則第十四条の二の七第一項の規定の適用を受けるときは、第三十八条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の五分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)に相当する金額とする。ただし、当該金額が当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額とする。

第八条 (略)

(非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の特例)

第八条の二 租税特別措置法第三十七条の第十四項第一号に規定する非課税口座(以下この項、附則第十一条の六及び附則第十一条の六の二第二項において「非課税口座」という。)及び同法第三十七条の第十四項第五号に規定する特定課税未成年者口座(以下この項、附則第十一条の六及び附則第十一条の六の二第二項において「特定課税未成年者口座」という。)を開設する個人の同法第三十七条の第十四項第一号に規定する基準年(附則第十一条の六第三項及び附則第十一条の六の二第二項において「基準年」という。)の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七条の第十四項に規定する契約不履行等事由(以下この項、附則第十一条の六及び附則第十一条の二の六の二第二項において「契約不履行等事由」という。)が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時まで、間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等(同法第九条の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。)について同法第九条の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2) 前項の規定の適用がある場合における第三十四条第一項第六号及び第四十六条の十三第三項の規定の適用については、第三十四条第一項第六号及び第四十六条の十三第一項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る個人の県民税の所得計算の特例)

第十一条の二の六 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の第十四項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)、同項第四号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。))又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約(以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。))に基づき同法第三十七条の第十四項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座

第八条 (略)

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る個人の県民税の所得計算の特例)

第十一条の二の六 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の第十四項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)、同項第四号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。))又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約(以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。))に基づき同法第三十七条の第十四項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座

内上場株式等」という。) (その者が二以上の非課税口座を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。) の譲渡をした場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)、同条第五項第五号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。)、同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定(以下この項において「特定累積投資勘定」という。)、同条第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定(以下この項において「特定非課税管理勘定」という。)、同条第五項第九号に規定する特定非課税管理勘定(以下この項において「特定非課税管理勘定」という。)、同条第五項第十号に規定する特定非課税管理勘定(以下この項において「特定非課税管理勘定」という。)) からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この条において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における金額(以下この条において「払出し時の金額」という。))により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があつたものと、同条第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得了した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得了したものとそれぞれみなして、前項及び附則第十一条の規定を適用する。

3 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座

内上場株式等」という。) (その者が二以上の同法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。))を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。) の譲渡をした場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)、同条第五項第五号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。)、同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定(以下この項において「特定累積投資勘定」という。)、同条第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定(以下この項において「特定非課税管理勘定」という。)、同条第五項第九号に規定する特定非課税管理勘定(以下この項において「特定非課税管理勘定」という。)) からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この条において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における金額(以下この条において「払出し時の金額」という。))により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があつたものと、同条第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得了したものと、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得了した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得了したものとそれぞれみなして、前項及び附則第十一条の規定を適用する。

又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

一 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第二十七条の十四第四項第一号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該県民税の所得割の納税義務者への返還（同条第五項第六号ホ(1)(i)に規定する事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五 第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由

が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の第十四第五項第六号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4) 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する規定の適用については、ないものとみなす。

(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)

第十一号の二の六の二 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の第十四第八項の規定の適用があつたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第四十六条の十五に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2) 前項の規定の適用がある場合における第三十四条第一項第七号並びに第四十六条の第十八第一項及び第二項並びに第四十六条の第十九第一項及び第二項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等（法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等をいう。以下同じ。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは、「租税特別措置法第三十七条の第十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この号及び第四十六条の第十八第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の第十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第三十七条の第十四第六項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第四十六条の第十八第一項及び第二項において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、第四十六条の第十八第一項中「法第二十三条第一項第十六号に規定する選択口座

が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等」と、第四十六条の十八第二項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは、「非課税口座の廃止の際」と、第四十六条の十九第一項中「毎年一月十日」(令第九条の二十第一項各号に掲げる場合にあつては、同項各号に定める日)までに、前年一月一日から同年十二月三十一日までの期間において」とあるのは、「前条第二項に規定する徴収の日の属する月の翌月十日までに、その」と、第四十六条の十九第二項中「選択口座」とあるのは、「法第二十三条第一項第十六号に規定する選択口座」とする。

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第六条の六 平成二十六年度から令和三十年度までの各年度分の個人の県民税についての第三十八条の二第一項及び第二項並びに前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十八条の二第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百</p>	<p>附則</p> <p>第六条の六 平成二十六年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税についての第三十八条の二第一項及び第二項並びに前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十八条の二第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百</p>

分の五十九・三七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

2| 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての第三十八条の第二項及び第二項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第三十八条の第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十」とあるのは「百分の五十七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・五五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

第七条の三 平成二十八年度から令和三十年度までの各年度分の個人の県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

2| 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・九五分の五・〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・九分の十・一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・八分の二十・二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・七七分の二十三・二三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・六七分の三十三・三三」とする。

分の五十九・三七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

第七条の三 平成二十八年度から令和三十年度までの各年度分の個人の県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例） 第十條の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>5 1（略）</p>	<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例） 第十條の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 1（略）</p>
--	--

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（地方消費税の納税義務者等） 第五十五条の二 地方消費税は、事業者（個人事業者及び法人をいう。以下同じ。）の行った課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て</p>	<p>（地方消費税の納税義務者等） 第五十五条の二 地方消費税は、事業者（個人事業者及び法人をいう。以下同じ。）の行った課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て</p>

免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、譲渡割により、同法第二十一条第十一号に規定する課税貨物(同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)については、当該課税貨物を消費税法第二十一条第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

2-4 (略)

免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、譲渡割により、同法第二十一条第十一号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十二年法律第三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)については、当該課税貨物を消費税法第二十一条第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

2-4 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条及び附則第三条の規定 令和十年一月一日
 - 二 第三条の規定 令和十年四月一日
- (個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例(以下この条において「新条例」という。)第三十八条の二第二項及び附則第六条の五第一項の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十九条の五第二項の規定は、令和九年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三条の六第一項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第三十九条の五第二項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第一条の規定による改正前の広島県税条例第三十九条の五第二項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第六条の四第一項及び第三項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第七条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条第一項に規定する居住用家屋(同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項の規定により同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。

）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の広島県税条例（以下この条において「新条例」という。）附則第十条の二第四項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和十年一月一日以後に行う新条例附則第十条の二第一項の土地等の譲渡について適用する。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税及び地方消費税に関する規定を改正するため、この条例案を提出する。

県第四十八号議案

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年六月十九日

広島県知事 横 田 美 香

地域再生法に規定する地方活力向上地域における
県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一
部を改正する条例案

地域再生法に規定する地方活力向上地域における
県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一
部を改正する条例

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税及び不動産取得税の課税免除） 第二条（略） 一 事業税 省令第一条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和十年三月三十一日までの間に、法第十七条の第二項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち省令第三条の規定により当該特別償却設備（法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。）に係るものとして計算した額に対して課すべき事業税の額 二 不動産取得税 公示日から令和十年三月三十一日までの間に、法第十七条の第二項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、</p>	<p>（事業税及び不動産取得税の課税免除） 第二条（略） 一 事業税 省令第一条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の第二項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、</p>

その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限り。）に対して課すべき不動産取得税の額

2・3 (略)

その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限り。）に対して課すべき不動産取得税の額

2・3 (略)

（不動産取得税の不均一課税）

第四条 公示日から令和十年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した事業者（法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限り。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限り。）に対して課する不動産取得税は、県税条例第五十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取得する不動産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率により課税する。

2 (略)
一・二 (略)

（不動産取得税の不均一課税）

第四条 公示日から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した事業者（法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限り。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限り。）に対して課する不動産取得税は、県税条例第五十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取得する不動産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率により課税する。

2 (略)
一・二 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

(提案理由)

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、課税免除等に係る地方税の減収補てん措置が延長されたこと等を踏まえ、事業税及び不動産取得税の特例措置を延長するため、この条例案を提出する。

県第四十九号議案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年六月十九日

広島県知事 横 田 美 香

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四十七条 (職員) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(第六十七条第十五項に規定する心理担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置) 第二条 第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所</p>	<p>第四十七条 (職員) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置) 第一条 第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所</p>

に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護師等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第一項に規定する保育士をいい、同条第三項、附則第五条又は附則第六条の規定により保育士とみなされる者及び第四十七条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第七条 前二条の規定を適用するときは、保育士（第四十七条第一項に規定する保育士をいい、同条第三項、附則第二条又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前二条の規定の適用がないものとした場合の第四十七条第二項により算定される保育士の数の三分の二以上置かなければならない。

第八条 第四十七条第三項及び附則第二条の規定により特定理学療法士等及び同条に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（第四十七条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護師等」という。）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第七条 前二条の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、附則第二条又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないものとした場合の第四十七条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上置かなければならない。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正）

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年広島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の資格） 第三条（略） 2―5（略） 6 第二項、第三項及び前項の規定により認定 ことも園に置かなければならない保育士登録 を受けた者については、一人に限って、当該 認定子ども園に勤務する理学療法士、作業療 法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育 法の規定による大学（短期大学を除く。）若 しくは大学院において、心理学を専修する学</p>	<p>（職員の資格） 第三条（略） 2―5（略）</p>

科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づいて教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（学級の編制）
第四条（略）

2 前項の規定により編制された学級の一学級の子どもの数は、三十人以下でなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

1-3 (略)
4 第三条第二項及び第五項（括弧書を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録を受けた者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。）をもつて代えることができる。

5-7 (略)

第三條第六項	第三條第二項により置かなければならない保育士登録を受けた者	特定理学療法士等
附則第四項 (略)	(略)	(略)

9) 第三条第六項及び附則第七項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいづれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて当該認定子ども園の保育士登録を受けた者（第三条第六項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

10) (略)

（学級の編制）
第四条（略）
2 前項の規定により編制された学級の一学級の子どもの数は、三十五人以下でなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

1-3 (略)
4 第三条第二項及び第五項（括弧書を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録を受けた者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。）をもつて代えることができる。

5-7 (略)

附則第四項 (略)	(略)	(略)
-----------	-----	-----

9) (略)

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児保育型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児保育型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年広島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学級の編制の基準) 第十八条 (略)</p> <p>2 一学級の園児数は、三十人以下でなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員の数等) 第十九条 幼児保育型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼児保育型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員(副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師をいう。)は、付録の算式により算定した人数以上置かなければならない。この場合において、子どもに教育及び保育を提供している時間を通じて常時二人を下回ってはならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項に定める者については、一人に限って、当該幼児保育型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程</p>	<p>(学級の編制の基準) 第十八条 (略)</p> <p>2 一学級の園児数は、三十五人以下でなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員の数等) 第十九条 幼児保育型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼児保育型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員(副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師をいう。)は、付録の算式により算定した人数以上置かなければならない。この場合において、子どもに教育及び保育を提供している時間を通じて常時二人を下回ってはならない。</p> <p>4 (略)</p>

に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7|6|

(略)

(略)

- 一 (略)
- 二 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 (略)

附則

第七条 第十九条第三項本文に規定する職員については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第十条 第十九条第五項及び前三条の規定により第十九条第三項本文に規定する職員を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

第十一条 第十九条第五項及び附則第九条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって第十九条第三項本文に規定する職員（同条第五項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けられることができる体制を確保しなければならない。

（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和六年広島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

6|5|

(略)

(略)

- 一 (略)
- 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 (略)

附則

第七条 第十九条第三項本文に規定する職員については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第十条 前三条の規定により第十九条第三項本文に規定する職員を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

改正後

附則

- 1 (略)
- 2 令和十年三月三十一日までの間、この条例による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 当分の間、この条例による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定(満四歳以上の幼児に対し保育を提供する職員の数に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定(満三歳以上満四歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士及び保育に従事する職員の数に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定(満四歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士及び保育に従事する職員の数に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 4 令和十年三月三十一日までの間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設(満三歳以上満四歳に満たない園児に対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設(満三歳以上満四歳に満たない園児に対する教育及び保育に従事する職員の数に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

改正前

附則

- 1 (略)
- 2 当分の間、この条例による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 当分の間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設(満三歳以上満四歳に満たない園児に対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設(満三歳以上満四歳に満たない園児に対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

5) 後においても、なおその効力を有する。
当分の間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例付録の規定（満四歳以上の園児に対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例付録の規定（満四歳以上の園児に対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

6) 令和十年三月三十一日までの間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児保育連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児保育連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児保育連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定（満三歳以上満四歳未満の園児に対する教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

7) 当分の間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児保育連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定（満四歳以上の園児に対する教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児保育連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定（満四歳以上の園児に対する教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児保育連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置

当分の間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児保育連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児保育連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における一学級の子ども数については、第二条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例第四条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、第三条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第十八条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、保育所及び認定こども園における職員配置基準上、理学療法士その他の専門職を、一人に限り、保育士とみなすことを可能とするなど、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第五十号議案

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年六月十九日

広島県知事 横 田 美 香

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例案
 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例

第一条 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（病院の施設及び構造の基準） 第七条（略） 一 消毒施設及び洗濯施設（施行令第四条の八第一号又は第六号の業務を法第十五条の三第二項に規定する基準に適合する者に委託する場合における当該業務に係る設備を除く。） 二（略） 2（略） 附 則 第一条（略）</p>	<p>（病院の施設及び構造の基準） 第七条（略） 一 消毒施設及び洗濯施設（施行令第四条の七第一号又は第六号の業務を法第十五条の三第二項に規定する基準に適合する者に委託する場合における当該業務に係る設備を除く。） 二（略） 2（略） 附 則 第一条（略） （療養病床の転換を行った場合の入所定員に関する経過措置） 第二条 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又</p>

第二条 (略)

は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。)を行った場合における当該転換に係る介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員については、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床数として算定する。

第三条 (略)

(転換病床を有する病院の人員に関する経過措置)

第四条 精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設の全部又は一部を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条において同じ。)を行う旨を平成二十四年三月三十一日までの間に知事に届け出た場合における当該転換を行う病床(以下「転換病床」という。)を有する病院に置くべき看護師又は准看護師及び看護補助者の員数については、当該病院の病床を転換するまでの間(平成三十年三月三十一日までの間に限る。)に限り、第六条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 看護師又は准看護師 療養病床(転換病床を除く。)に係る入院患者の数を六をもつて除いた数と転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもつて除いた数と精神病床(転換病床を除く。)及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除いた数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三をもつて除いた数とを合算した数(その数に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数を三十をもつて除いた数(その数に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)を加えた数
- 二 看護補助者 療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を六をもつて

除した数と転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を九をもって除した数に二を乗じて得た数とを合算した数（その数に二に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）

2| 第六条第二項の規定は、前項第一号に掲げる看護師又は准看護師の員数の算定について準用する。

（療養病床を有する病院の人員に関する経過措置）

第五条 療養病床を有する病院であつて健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（前条第一項に規定する病院であるものを除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。）であるもの又は療養病床を有する病院であつて看護師若しくは准看護師及び看護補助者の員数が第六条第一項第二号及び第三号に掲げる数に満たないもの（以下「特定病院」という。）の開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合における当該病院に置くべき看護師又は准看護師及び看護補助者の員数については、平成三十年三月三十一日までの間に限り、第六条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一| 看護師又は准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもって除した数とを合算した数（その数に二に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者を三ともって除した数（その数に二に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）を加えた数

二| 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数（その数に二に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）

2| 第六条第二項の規定は、前項第一号に掲げる看護師又は准看護師の員数の算定について準用する。

第五条の二 前条第一項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年四月一日から同

第三条 (略)

年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合における同項の規定の適用については、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

第六条 (略)

(特定介護療養型医療施設である療養病床を有する診療所等に関する経過措置)

第七条 療養病床を有する診療所であつて特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師若しくは准看護師と看護補助者の員数がそれぞれ第八条第一項第一号及び第二号に掲げる数に満たない療養病床を有する診療所(以下この条及び次条において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における当該診療所に置くべき看護師又は准看護師と看護補助者の員数については、平成三十年三月三十一日までの間に限り、第八条第一項第一号及び第二号並びに前条の規定にかかわらず、それぞれ療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数(その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)とする。

第七条の二 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年四月一日から同年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における同条の規定の適用については、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

第八条 附則第七条に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であつて特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師、准看護師及び看護補助者の員数が附則第六条により算定した員数に満たない療養病床を有する診療所(以下この条及び次条において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における当該診療所に置くべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数については、平成三十年三月三十一日までの間に限り、附則第六条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を二をもって除した数(その数に一に満たない端数が生

じたときは、その端数は一として計算する。
（とする。ただし、そのうち一については看護師又は准看護師としなければならない。）

第八条の二 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年四月一日から同年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における同条の規定の適用については、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

第四条・第五条（略）

第九条・第十条（略）

第二条 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（趣旨）
第一条 この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第七條の二第九項（法第三十條の十二第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十八条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定に基づき、病院の開設等の許可の申請があつた場合等における既存の病床数等の補正の基準、専属薬剤師の設置の基準並びに病院等の人員及び施設の基準を定めるものとする。

（趣旨）
第一条 この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第七條の二第四項（法第三十條の十二第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十八条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定に基づき、病院の開設等の許可の申請があつた場合等における既存の病床数等の補正の基準、専属薬剤師の設置の基準並びに病院等の人員及び施設の基準を定めるものとする。

（既存の病床数等の補正の基準）

（既存の病床数等の補正の基準）

第三条 法第七條の二第九項（法第三十條の十二第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定による補正は、次に掲げる病院及び診療所（以下「国の所管に係る病院等」という。）について行うものとする。

第三条 法第七條の二第四項（法第三十條の十二第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定による補正は、次に掲げる病院及び診療所（以下「国の所管に係る病院等」という。）について行うものとする。

一―五（略）

一―五（略）

2 法第七條の二第九項の規定による補正は、病床の種類ごとに、次の各号に掲げる国の所管に係る病院等の区分に応じて、当該各号に定める者の数を国の所管に係る病院等の病床の利用者の数から減じた数を、国の所管に係る病院等の病床の利用者の数で除した数（その数が〇・〇五以下であるときは零とする。）に、本条の規定により補正を行う前の既存の病床数（以下「補正前既存病床数」という。）及び申請に係る病床数（以下「補正前申請病床数」という。）を乗じて行うものとする。

2 法第七條の二第四項の規定による補正は、病床の種類ごとに、次の各号に掲げる国の所管に係る病院等の区分に応じて、当該各号に定める者の数を国の所管に係る病院等の病床の利用者の数から減じた数を、国の所管に係る病院等の病床の利用者の数で除した数（その数が〇・〇五以下であるときは零とする。）に、本条の規定により補正を行う前の既存の病床数（以下「補正前既存病床数」という。）及び申請に係る病床数（以下「補正前申請病床数」という。）を乗じて行うものとする。

一―六（略）

一―六（略）

<p>3 前項に定めるもののほか、法第七条の二第九項の規定による補正は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者を入院させて同法による医療を受けさせるものに限る。)については、法第七条の二第九項に規定する当該地域における既存の病床数(以下「既存の病床数」という。)に算定しない。</p> <p>4 第二項及び前項第一号の補正前既存病床数のうち、第二項各号に定める者の数、国の所管に係る病院等の病床の利用者の数及び放射線治療病室の病床の数は、法第七条の二第一項又は第二項の規定による申請の場合については、当該申請があった日前の直近の九月三十日における数とし、法第七条の二第八項の規定による命令又は法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第八項の規定による要請(以下この項において「命令等」という。)の場合については、当該命令等をしようとする日前の直近の九月三十日における数とする。この場合において、当該申請があった日前又は当該命令等をしようとする日前の直近の九月三十日に病院又は診療所の業務が行われていなかったときは、規則で定める方法により推定した数とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>3 前項に定めるもののほか、法第七条の二第九項の規定による補正は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者を入院させて同法による医療を受けさせるものに限る。)については、法第七条の二第四項に規定する当該地域における既存の病床数(以下「既存の病床数」という。)に算定しない。</p> <p>4 第二項及び前項第一号の補正前既存病床数のうち、第二項各号に定める者の数、国の所管に係る病院等の病床の利用者の数及び放射線治療病室の病床の数は、法第七条の二第一項又は第二項の規定による申請の場合については、当該申請があった日前の直近の九月三十日における数とし、法第七条の二第三項の規定による命令又は法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請(以下この項において「命令等」という。)の場合については、当該命令等をしようとする日前の直近の九月三十日における数とする。この場合において、当該申請があった日前又は当該命令等をしようとする日前の直近の九月三十日に病院又は診療所の業務が行われていなかったときは、規則で定める方法により推定した数とする。</p> <p>5 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 令和九年四月一日

(提案理由)

医療法及び医療法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用条項等の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第五十一号議案

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年六月十九日

広島県知事 横 田 美 香

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条（へき地手当等）（略）</p> <p>2 へき地学校及び準へき地学校（以下「へき地学校等」という。）は、へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号。以下「施行規則」という。）で定める基準を参酌して教育委員会規則で定める基準に従い、教育委員会規則で指定する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一 職員がへき地学校等若しくは特設学校以下「へき地等学校」という。）以外の学校等に異動した場合又は職員の勤務する学校等が移転等のため、へき地等学校に該当しないこととなった場合、当該異動又は移転等の日の前日</p> <p>二 職員が他のへき地等学校に異動し、当該異動に伴って職員が住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当</p>	<p>第九条（へき地手当等）（略）</p> <p>2 へき地学校及び準へき地学校は、へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号。以下「施行規則」という。）で定める基準を参酌して教育委員会規則で定める基準に従い、教育委員会規則で指定する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 3 給与条例第十一条の二の規定による地域手当が支給される地域に所在するへき地学校及び準へき地学校（以下「へき地学校等」という。）に勤務する職員には、同条の規定による地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</p> <p>5 （略）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一 職員がへき地学校等若しくは特設学校以外の学校等に異動した場合又は職員の勤務する学校等が移転等のため、へき地学校等若しくは特設学校に該当しないこととなった場合、当該異動又は移転等の日の前日</p> <p>二 職員が他のへき地学校等若しくは特設学校に異動し、当該異動に伴って職員が住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を</p>

<p>6 (略)</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校等が同号に規定する異動の前日にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 当該職員が採用日前から職員として引き続き勤務していたものとした場合に前項(第一号に係る部分に限る。)及びこの項(前号に係る部分に限る。)の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 第一項に規定するもののほか、次に掲げる職員にへき地手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>一 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日(以下この条において「指定日」という。)前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものの</p> <p>二 新たに採用された職員で、新たに採用された日(以下この条において「採用日」という。)の前日に勤務していた学校等に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員で、指定日前三年以内に当該学校等に異動したことに伴つて住居を移転したものであるもの</p> <p>5 前項各号に掲げる職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校等が同号に規定する異動の前日にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 当該職員が採用日前から職員として引き続き勤務していたものとした場合に前項(第一号に係る部分に限る。)及びこの項(前号に係る部分に限る。)の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間</p>
<p>6 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 新たにへき地学校等又は特地学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員のうち、そのへき地学校等又は特地学校に該当することとなつた日(以下「指定日」という。)前に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員で指定日において当該異動の日から起算して三年を経過していないものには、へき地手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>5 前項の職員に係るへき地手当に準ずる手当の支給期間及び月額は、当該職員の指定日に勤務する学校等が当該異動の前日にへき地学校等又は特地学校に該当していたものとした場合に第二項及び第三項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

(提案理由)

へき地教育振興法施行規則の一部が改正されたことを踏まえ、へき地手当について、地域手当との調整措置を廃止するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。地

県第五十二号議案

酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年六月十九日

広島県知事 横 田 美 香

酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案
 酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成十三年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（営業の停止） 第七条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百五十九条、第百六十一条（第百五十九条に係る部分に限る。）、第百九十九条、第二百一条、第二百二条（第百九十九条の罪に係る部分に限る。）から第二百六条まで、第二百八条、第二百九条、第二百十條、第二百十七條から第二百二十三條まで、第二百三十五條、第二百三十六條から第二百四十一条まで、第二百四十三條（第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條から第二百四十一條及び第二百四十一條第三項の罪に係る部分に限る。）、第二百四十六條、第二百四十六條の二、第二百四十八條及び第二百四十九條の二、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪に係る部分に限る。）まで、第二百六十一条及び第二百六十二条に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為</p>	<p>（営業の停止） 第七条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百五十九条、第百六十一条（第百五十九条の文書又は図画に係る部分に限る。）、第百九十九条、第二百一条、第二百二条（第百九十九条の罪に係る部分に限る。）から第二百六条まで、第二百八條、第二百九條、第二百十條、第二百十七條から第二百二十三條まで、第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條から第二百四十一條及び第二百四十一條第三項の罪に係る部分に限る。）、第二百四十六條、第二百四十六條の二、第二百四十八條から第二百五十條（第二百四十六條、第二百四十六條の二、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪に係る部分に限る。）まで、第二百六十一条及び第二百六十二条に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
 （経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する、この条例による改正後の酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例第七条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

刑法の一部が改正されたことを踏まえて、酒類提供営業等を営む者に対し、営業の停止を命じることができるとする行為に、新たに電磁的記録文書等の偽造私文書等行使の罪を含めるため、この条例案を提出する。

県第五十三号議案

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年六月十九日

広島県知事 横 田 美 香

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例
の一部を改正する条例案

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例
の一部を改正する条例

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例（平成十三年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三條（あっせん） 一―四（略） 五 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第二十四条第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したもの</p> <p>六―九（略） 十 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第三十七條第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したもの</p> <p>十一・十二（略） 2・3（略）</p>	<p>第三條（あっせん） 一―四（略） 五 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第十八條第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したもの</p> <p>六―九（略） 十 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第三十條の六第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したもの</p> <p>十一・十二（略） 2・3（略）</p>

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。

(提案理由)

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第五十四号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり県営熊野住宅南ブロック（仮称）二期新築その他工事（その二）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和八年六月十九日提出

広島県知事 横 田 美 香

- 一 工事名 県営熊野住宅南ブロック（仮称）二期新築その他工事（その二）
- 二 工事場所 安芸郡熊野町貴船
- 三 請負金額 一、八二三、八〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 大阪市北区西天満二丁目八番五号
株式会社 鴻治組
広島市南区出汐二丁目三番二四号
中電工業株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和十年五月二十六日まで

(提案理由)

県営熊野住宅南ブロック(仮称)二期新築その他工事(その二)の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第五十五号議案

工事請負契約の変更について

令和六年県第三十六号議案により契約を締結することについて議決を得、令和七年県第六十五号議案により請負金額及び工期を変更することについて議決を得た一般国道四八七号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和八年六月十九日提出

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変更後		変更前	
一・二 請負金額	円三、〇三六、一八四、八〇〇	一・二 請負金額	円二、六二九、一〇七、八〇〇
四 （略）		四 （略）	
五 工期	議決の日の翌日から 令和九年三月二十四日まで	五 工期	議決の日の翌日から 令和八年十月九日まで

(提案理由)

令和六年県第三十六号議案により契約を締結することについて議決を得、令和七年県第六十五号議案により請負金額及び工期を変更することについて議決を得た一般国道四八七号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）の請負契約については、交通規制時間短縮に伴う作業時間の制約等により、請負金額及び工期を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

県第五十六号議案

工事請負契約の変更について

令和六年県第六十八号議案により契約を締結することについて議決を得た一般県道坂小屋浦線道路改良工事（仮称）坂陸橋）の請負契約の工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和八年六月十九日提出

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

	変 更 前
<p>一四 五 工 期 (略)</p> <p>議決の日の翌日から 令和十二年三月三十一日まで</p>	<p>一四 五 工 期 (略)</p> <p>議決の日の翌日から 令和十年三月三十一日まで</p>

(提案理由)

令和六年県第六十八号議案により契約を締結することについて議決を得た一般県道坂小屋浦線道路改良工事（仮称）坂陸橋の請負契約については、部材の調達に不測の日数を要したことなどにより、工期を変更する必要があるが生じたので、県議会の議決を求める。

県第五十七号議案

工事請負契約の変更について

令和七年県第六十三号議案により契約を締結することについて議決を得た一般県道三次江津線道路改良工事（補助・R七―一工区）の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和八年六月十九日提出

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 三 請負金額	円 一、五五二、四八〇、七〇〇	一・二 三 請負金額	円 一、五六二、〇〇〇、〇〇〇
四 五 工 期	議決の日の翌日から 令和十二年七月三十一日まで	四 五 工 期	議決の日の翌日から 令和十年七月三十一日まで

(提案理由)

令和七年県第六十三号議案により契約を締結することについて議決を得た一般県道二次江津線道路改良工事(補助・R七―一工区)の請負契約については、仮栈橋の高さを変更したことなどにより、請負金額及び工期を変更する必要があるため、県議会の議決を求めらる。

県第五十八号議案

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和八年六月十九日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 財産の表示

品 名 ヘリコプター（レオナルド社製レオナルド式AW一三九型）
数 量 一機

二 取得価格 三、九六〇、〇〇〇、〇〇〇円

三 相手方 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
三井物産エアロスペース株式会社

(提案理由)

県の防災ヘリコプターについて、更新時期の到来に伴い、新たな機体を購入入れようとするものであるが、当該機体の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求めらる。

県第五十九号議案

「安心▽誇り▽挑戦 ひろしまビジョン」の変更
について

広島県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件等として定める条例（平成二十四年広島県条例第六十号）第二条第一項の規定により、別冊のとおり「安心▽誇り▽挑戦 ひろしまビジョン」を変更することについて、県議会の議決を求める。

令和八年六月十九日提出

広島県知事 横 田 美 香

(提案理由)

社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和二年十月に策定した「安心▽誇り▽挑戦 ひろしまビジョン」を変更することについて、県議会の議決を求める。

報第六号

広島県税条例等の一部改正について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第三項の規定により報告し、県議会の承認を求めらる。

令和八年六月十九日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 専決処分の内容

広島県税条例等の一部を改正する条例

（広島県税条例の一部改正）

第一条 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（県税事務所の長に対する知事の権限の委任） 第六条（略） 一―十一（略） 十二 法第百五十八條第三項及び法第百五十九條の規定により徴収する自動車税の賦徴収に關すること。 十三 合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収に關すること。 十四―十六（略） 2（略） 3 法人の県民税、事業税、不動産取得税及び自動車税に係る法第二十条の十の証明書の交付請求が納税地を管轄しない他の県税事務所の長に対して行われた場合並びにゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る同項の証明書の交付請求が前項に規定する県税事務所長以外の県税事務所の長に対して行われた場合には、前二項の規定にかかわらず、当該県税事務所の長は、当該証明書の交付を行うものとする。 4―6（略） 第七条（納税地） 一―四（略） 五 自動車税 自動車の所有者（法第百四十六條第二項の規定により使用者に自動車税</p>	<p>（県税事務所の長に対する知事の権限の委任） 第六条（略） 一―十一（略） 十二 自動車税の環境性能割の賦課徴収に關すること。 十三 法第百七十七條の十一第三項及び法第百七十七條の十二の規定により徴収する自動車税の種別割の賦課徴収に關すること。 十四 合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収に關すること。 十五―十七（略） 2（略） 3 法人の県民税、事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る法第二十条の十の証明書の交付請求が納税地を管轄しない他の県税事務所の長に対して行われた場合並びにゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る同項の証明書の交付請求が前項に規定する県税事務所長以外の県税事務所の長に対して行われた場合には、前二項の規定にかかわらず、当該県税事務所の長は、当該証明書の交付を行うものとする。 4―6（略） 第七条（納税地） 一―四（略） 五 自動車税の種別割 自動車の所有者（法第百四十六條第三項の規定により使用者に</p>

を課する自動車にあつては使用者とし、法第四百七十七条第一項の規定により買主を所有者とみなす自動車にあつては当該買主とする。の住所所在地。ただし、当該住所が県外にある場合は、自動車の設置場の所在地

2 六・七 (略)

2 (申告書、届出書等の提出)

第十条 法令又はこの条例の規定により知事に提出すべき徴収金に係る申告書、届出書その他の書類（県たばこ税、証紙徴収する自動車税、合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税及び鉞区税に係るものを除く。以下この条において「書類等」という。）は、次項に定めるものを除くほか、納税地を管轄する県税事務所の長を経由しなければならない。ただし、規則で定める書類等については、この限りでない。

2 (略)

2 (手数料の減免等)

第二十八条 (略)

一 第二百二十二条の規定による自動車税に係る証明書

二・三 (略)

2 (略)

2 (寄附金税額控除)

第二十八条の二 (略)

2 (略)

一 当該納税義務者が第三十七条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第三号において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき、当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

(略)

二・三 (略)

(不動産取得税の免税点)

自動車税の種別割を課する自動車にあつては使用者とし、法第四百七十七条第一項の規定により買主を自動車の取得者及び所有者とみなす自動車にあつては当該買主とする。の住所所在地。ただし、当該住所が県外にある場合は、自動車の設置場の所在地

2 六・七 (略)

2 (申告書、届出書等の提出)

第十条 法令又はこの条例の規定により知事に提出すべき徴収金に係る申告書、届出書その他の書類（県たばこ税、自動車税の環境性能割、証紙徴収する自動車税の種別割、合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割及び鉞区税に係るものを除く。以下この条において「書類等」という。）は、次項に定めるものを除くほか、納税地を管轄する県税事務所の長を経由しなければならない。ただし、規則で定める書類等については、この限りでない。

2 (略)

2 (手数料の減免等)

第二十八条 (略)

一 第二百二十二条の規定による自動車税の種別割に係る証明書

二・三 (略)

2 (略)

2 (寄附金税額控除)

第二十八条の二 (略)

2 (略)

一 当該納税義務者が第三十七条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき、当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

(略)

二・三 (略)

(不動産取得税の免税点)

第五十八条の二 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては十六万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては、一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下この条において同じ。）につき六十六万円、その他のものにあつては一戸につき三十四万円に満たない場合において、不動産取得税を課さない。

2 (略)

(自動車税の納税義務者等)

第百十三条 自動車税は、自動車（法第百四十五条に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。）に対し、その所有者に課する。

2| 自動車の所有者が法第百四十八条第一項の規定により自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りではない。

(自動車税のみならず課税)

第百十三条の二 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、買主を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

第五十八条の二 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては十万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては、一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下本条において同じ。）につき二十三万円、その他のものにあつては一戸につき十二万円に満たない場合において、不動産取得税を課さない。

2 (略)

(自動車税の納税義務者等)

第百十三条 自動車税は、自動車（法第百四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて課する。

2| 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として令第四十四条の二に規定するものを含まないものとする。

3| 自動車の所有者が法第百四十八条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りではない。

(自動車税のみならず課税)

第百十三条の二 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3| 自動車製造業者、自動車販売業者又は令第四十四条の二に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前

(自動車税の課税免除)
第百十三条の三 (略)
2 次の各号の一に該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第三号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。
一―三 (略)

第百十四条 削除

に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(自動車税の課税免除)
第百十三条の三 (略)
2 次の各号の一に該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第三号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。
一―三 (略)

(環境性能割の課税標準)
第百十四条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として地方税法施行規則第九条の三の規定により算定した金額(第百十四条の三において「通常取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)
第百十四条の二 次に掲げる自動車(法第百四十九条第一項(同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。
一 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第一号において同じ。)
イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第一項に規定するもの。
(1) 次のいずれかに該当すること。
(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則第九条の二第九項に規定するもの(以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)(に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十項に規定するもの（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五百一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。
 - (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。
- ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。
 - (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスの

- うち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第三項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十五を乗
- ホ
- 車両総重量が三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第五項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ
- 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第四項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）以上であること。
- ㄱ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第六項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ニ 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。）
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第七項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二第十七項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二第十八項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第八項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 三 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四百九十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第三号において同じ。)
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第九項に規定するもの
- (1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第二十一項に規定するもの(以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第二十二項に規定するもの(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十項に規定するもの
- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの。

- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十一項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十二項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十三項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。
- ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十四項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ト 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該

当するもので地方税法施行規則第九条の
四第十五項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項
の規定により平成二十八年十月一日
(車両総重量が三・五トンを超え七
・五トン以下のものにあつては、平
成三十年十月一日)以降に適用され
るべきものとして定められた排出ガ
ス保安基準で地方税法施行規則第九
条の二十九項に規定するもの(以
下この条において「平成二十八年
軽油重量車基準」という。)に適合
すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項
の規定により平成二十一年十月一日
(車両総重量が十二トン以下のもの
にあつては、平成二十二年十月一日
)以降に適用されるべきものとして
定められた排出ガス保安基準で地方
税法施行規則第九条の二十項に
規定するもの(以下この条において
「平成二十一年軽油重量車基準」と
いう。)に適合し、かつ、窒素酸化
物及び粒子状物質の排出量が平成二
十一年軽油重量車基準に定める窒素
酸化物及び粒子状物質の値の十分の
九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー
消費効率であつて令和七年度以降の
各年度において適用されるべきものと
して定められたもの(以下この条にお
いて「令和七年度基準エネルギー消費
効率」という。)以上であること。

2) 次に掲げる自動車(法第四十九条第一項
及び前項(第四項から第六項まで)において準
用する場合を含む。)の規定の適用を受ける
ものを除く。)に対して課する環境性能割の
税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車
イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれに
も該当するもので地方税法施行規則第九
条の四第十六項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。
(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準
に適合し、かつ、窒素酸化物の排出
量が平成三十年ガソリン軽中量車基
準に定める窒素酸化物の値の二分の
一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準
に適合し、かつ、窒素酸化物の排出
量が平成十七年ガソリン軽中量車基
準に定める窒素酸化物の値の四分の
一を超えないこと。
(2) エネルギー消費効率が令和十二年度

- 基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十七項に規定するもの
- ロ 次のいずれかに該当すること。
 (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- ハ 次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十八項に規定するもの
 (1) 次のいずれかに該当すること。
 (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
 (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十九項に規定するもの
 (1) 次のいずれかに該当すること。
 (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 (ii) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。
- ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十項に規定するもの。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 次に掲げる石油ガス自動車
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第二十項に規定するもの。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第二十二項に規定するもの。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- 三
次に掲げる軽油自動車
 - イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十三項に規定するもの
 - (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
 - (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十四項に規定するもの
 - (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。
 - (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十五項に規定するもの
 - (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十六項に規定するもの
 - (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。
 - ホ 又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十七項に規定するもの
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重

量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

2) エネルギ―消費効率が令和七年度基準エネルギ―消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

3) 法第四百九十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4) 第一項（第一号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ、ロ及びニに係る部分に限る。）の規定は、法第四百九十九条第二項に規定する平成二十二年基準エネルギ―消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年基準エネルギ―消費効率」という。）に百分の八十	平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十二年基準エネルギ―消費効率」という。）に百分の百七十三
第一項第一号イ(3)	基準エネルギ―消費効率であつて令和二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年基準エネルギ―消費効率」という。）	平成二十二年基準エネルギ―消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(2)	令和十二年基準エネルギ―消費効率」という。	平成二十二年基準エネルギ―消費効率

第一項第 一 号ロ(3)	令和二年 度 基準エネ ルギー消 費効 率	平成二二 年 度 基準エネ ルギー消 費効 率に百分 の百八十四
第一項第 一 号ホ(2)	令和四年 度 基準エネ ルギー消 費効 率)	平成二二 年 度 基準エネ ルギー消 費効 率に百分 の百五十五を乗 じて得た数値)
第二項第 一 号イ(2)	令和十二 年 度 基準エネ ルギー消 費効 率に百分 の七十	平成二二 年 度 基準エネ ルギー消 費効 率に百分 の百五十一
第二項第 一 号イ(3)	令和二年 度 基準エネ ルギー消 費効 率	平成二二 年 度 基準エネ ルギー消 費効 率に百分 の百五十を乗じ て得た数値
第二項第 一 号ロ(2)	令和十二 年 度 基準エネ ルギー消 費効 率に百分 の七十五	平成二二 年 度 基準エネ ルギー消 費効 率に百分 の百六十二
第二項第 一 号ニ(2)	令和二年 度 基準エネ ルギー消 費効 率	平成二二 年 度 基準エネ ルギー消 費効 率に百分 の百四十七

5 第一項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、法第百四十九条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第 一 号イ(2)	令和十二年 度以降の各 年度におい て適用され	令和二年度以降 の各年度にお いて適用され るべきものとして定
--------------------	----------------------------------	--

第一項第 一号イ(3)	基準エネルギー 消費効率 率であつて 令和二年度 以降の各年 度において 適用される べきものと して定めら れたもの(以 下この条に おいて「 令和二年度 基準エネル ギー消費効 率」という。 百分の八十)	令和二年度基準 エネルギー消費 効率
第一項第 一号ロ(2)	令和十二年 度基準エネル ギー消費効 率に百分の 八十五	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の 二十三
第一項第 二号イ(2)	令和十二年 度基準エネル ギー消費効 率に百分の 八十	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の 十六
第一項第 二号ロ(2)	令和十二年 度基準エネル ギー消費効 率に百分の 八十五	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の 二十三
第一項第 三号イ(2)	令和十二年 度基準エネル ギー消費効 率に百分の 八十	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の 十六
第一項第 三号ロ(2)	令和十二年 度基準エネル ギー消費効 率に百分の 八十五	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の 二十三

第二項第一号イ(2)	令和十二年 度基準エネルギー消費 効率に百分 の七十	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の百 二
第二項第一号ロ(2)	令和十二年 度基準エネルギー消費 効率に百分 の七十五	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の百 九
第二項第二号イ(2)	令和十二年 度基準エネルギー消費 効率に百分 の七十	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の百 二
第二項第二号ロ(2)	令和十二年 度基準エネルギー消費 効率に百分 の七十五	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の百 九

6) 第一項(第三号トに係る部分に限る。)及び第二項(第三号ホに係る部分に限る。)の規定は、法第百四十九条第四項に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)」とあるのは「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

(環境性能割の免税点)

第百十四条の三 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)
第百十四条の四 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第百十四条の五 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、地方税法施行規則第九条の五で定める様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- 二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録(以下この号並びに第百二十一条第一項及び第二項において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)
- 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変更記録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時)
- 四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車取得の日から十五日を経過する日
- 2) 自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。)は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、地方税法施行規則第九条の五で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。
- 3) 環境性能割の納税義務者は、第一項又は法第百六十一条の規定により環境性能割額を納付する場合(法第七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、これらの規定による申告書又は修正申告書に知事が指定する取扱人が取り扱う証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)により当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項において同じ。)に相当する金額の収納印の表示を受けてしなければならない。この場合において、知事が特に必要があると認めるときは、当該環境性能割額に相当する現金を納付して当該申告書又は修正申告書に納税済印の押印を受けることによつて、収納印の表示に代えることができる。

4| 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請を行い、併せて広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する環境性能割を知らずから得た納付情報により納付する方法により納付しなければならない。

5| 第三項の規定による環境性能割額の納付に係る収納計器の取扱い等に関し必要な事項は、規則で定める。

（環境性能割に係る不申告に関する過料）
第百十四条の六 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2| 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3| 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の徴収猶予の手続等）
第百十四条の七 法第百六十四条第二項の規定により、同条第一項の規定の適用があるべき旨の申告をしようとする者は、規則で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。

2| 法第百六十四条第六項の規定による環境性能割に係る徴収金の還付を申請しようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

（自動車の返還があつた場合の環境性能割の還付又は納税義務の免除の申請手続）
第百十四条の八 法第百六十五条第一項の規定による納税義務の免除又は同条第二項の規定による還付を申請しようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

（種別割の税率）
第百十五条 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それ

（自動車税の税率）
第百十五条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、一台について、そ

それぞれ当該各号に定める額とする。

一―五 (略)

2 前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものに対して課する自動車税の税率は、同項(同号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

一・二 (略)

(自動車税の税率の特例)

第百十六条 法第百五十四条第三項に規定する自動車に対する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、令第四十四条の三に規定する割合を乗じたものとする。

(自動車税の賦課期日)

第百十七条 自動車税の賦課期日は、四月一日とする。

(自動車税の納期)

第百十八条 自動車税の納期は、五月十五日から同月三十一日までとする。ただし、賦課期日後に納税義務が発生した場合その他特別の事情がある場合の普通徴収に係る自動車税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(自動車税の徴収の方法)

第百十九条 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八

十五号)第七条第一項に規定する新規登録(次項、次条及び第百二十条において「新規登録」という。)の申請があつた自動車について法第百五十七条第一項の規定により課する自動車税の徴収については、第百十七条に規定する賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 前項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する自動車税の納税者は、新規登録の申請をしたときに、第百二十条の規定により提出すべき申告書に収納計器により法第百五十七条第一項の規定に基づき算定した自動車税の額に相当する金額の収納印の表示を受けることにより、その税金を払い込まなければならない。この場合において、知事が特に必要があると認めるときは、当該自動車税の額に相当する現金を納付して当該申告書に納税済印の押印を受けることにより、収納印の表示に代えることができる。

4 前項の規定による自動車税の払込みに係る収納計器の取扱い等に関し必要な事項は、規則で定める。

それぞれ当該各号に定める額とする。

一―五 (略)

2 前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものに対して課する種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

一・二 (略)

(種別割の税率の特例)

第百十六条 法第百七十七条の七第三項に規定する自動車に対する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、令第四十四条の十一に規定する割合を乗じたものとする。

(種別割の賦課期日)

第百十七条 種別割の賦課期日は、四月一日とする。

(種別割の納期)

第百十八条 種別割の納期は、五月十五日から同月三十一日までとする。ただし、賦課期日後に納税義務が発生した場合その他特別の事情がある場合の普通徴収に係る種別割の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(種別割の徴収の方法)

第百十九条 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

2 新規登録の申請があつた自動車について法第百七十七条の十第一項の規定により課する種別割の徴収については、第百十七条に規定する賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 前項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割の納税者は、新規登録の申請をしたときに、第百二十条の規定により提出すべき申告書に収納計器により法第百七十七条の十第一項の規定に基づき算定した種別割の額に相当する金額の収納印の表示を受けることにより、その税金を払い込まなければならない。この場合において、知事が特に必要があると認めるときは、当該種別割の額に相当する現金を納付して当該申告書に納税済印の押印を受けることにより、収納印の表示に代えることができる。

4 前項の規定による種別割の払込みに係る収納計器の取扱い等に関し必要な事項は、規則で定める。

5 第三項の申告書の提出がなかつたことにより、第二項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第百十九条の二 自動車税の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請を行い、併せて広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年広島県条例第三十八号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第一項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第二項から第四項までの規定にかかわらず、当該新規定が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を、知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第百二十条 自動車税の納税義務者は、次の各号の一に該当する場合には、当該事実が発生した日の翌日から起算して十五日を経過する日まで(十五日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は同法第十三条第一項に規定する移転登録の申請をするときは、その申請をした場合)に地方税法施行規則第九条の二で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。

一―四 (略)

五 法第百四十六条第二項本文の使用者となつたとき又はその使用者でなくなつたとき

六 (略)

2 前項の規定により申告書を提出した者がその申告書を提出した後に新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は同法第十三条第一項に規定する移転登録の申請をするときは、その申請をした場合にもまた、前項の申告書を知事に提出しなければならない。

3 自動車税の納税義務者が前二項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、第一項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

5 第三項の申告書の提出がなかつたことにより、第二項の規定により種別割を証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割の徴収の方法の特例)

第百十九条の二 種別割の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請を行い、併せて広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第一項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第二項から第四項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

(種別割の賦課徴収に関する申告)

第百二十条 種別割の納税義務者は、次の各号の一に該当する場合には、当該事実が発生した日の翌日から起算して十五日を経過する日まで(十五日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした場合)に地方税法施行規則第九条の十七で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。

一―四 (略)

五 法第百四十六条第三項本文の使用者となつたとき又はその使用者でなくなつたとき

六 (略)

2 前項の規定により申告書を提出した者がその申告書を提出した後に新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした場合にもまた、同項の申告書を知事に提出しなければならない。

3 種別割の納税義務者が前二項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、第一項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

(自動車の売主の報告義務)
第二百二十条の二 法第四百七条第一項に規定

する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則で定めるところにより当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(自動車税に係る不申告に関する過料)

第二百二十一条 自動車税の納税義務者又は法第四百七条第一項に規定する自動車の売主が前二条の規定により申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(自動車税の納税管理人)

第二百二十一条の二 自動車税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項及び次項において「住所等」という。)を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税地を管轄する県税事務所の管轄区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要を生じた日から十日以内に、規則で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出期限は、当該変更又は異動の日から十日以内とする。

2・3 (略)

4 知事は、第二項の規定による承認又は前項の規定による認定をした納税義務者について当該納税義務者に係る自動車税の徴収の確保に支障が生じると認めるときは、第二項の規定による承認又は前項の規定による認定を取り消すことができる。

(自動車税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第二百二十一条の三 前条第二項の規定による承認又は同条第三項の規定による認定を受けていない自動車税の納税義務者(同条第四項の規定により承認又は認定を取り消されたものを含む。)が同条第一項の規定により申告すべき納税管理人について、正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(自動車税の第二次納税義務に係る納付義務の免除の申告手続)

(自動車の売主の報告義務)
第二百二十条の二 法第四百七条第一項に規定

する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則で定めるところにより当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(種別割に係る不申告に関する過料)

第二百二十一条 種別割の納税義務者又は法第四百七条第一項に規定する自動車の売主が前二条の規定により申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(種別割の納税管理人)

第二百二十一条の二 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項及び次項において「住所等」という。)を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税地を管轄する県税事務所の管轄区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要を生じた日から十日以内に、規則で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出期限は、当該変更又は異動の日から十日以内とする。

2・3 (略)

4 知事は、第二項の規定による承認又は前項の規定による認定をした納税義務者について当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障が生じると認めるときは、第二項の規定による承認又は前項の規定による認定を取り消すことができる。

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第二百二十一条の三 前条第二項の規定による承認又は同条第三項の規定による認定を受けていない種別割の納税義務者(同条第四項の規定により承認又は認定を取り消されたものを含む。)が同条第一項の規定により申告すべき納税管理人について、正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除の申告手続)

第二百一十一条の四 法第十一条の十第二項の規定により自動車税の第二次納税義務に係る納付義務の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより申告書を知事に提出しなればならない。

(自動車税に係る証明書の交付)

第二百二十二条 知事は、自動車税の納税義務者が道路運送車両法第九十七条の二の規定により自動車税を滞納していないこと又は自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない理由によることを証する知事の証明書の交付を申請したときは、これを交付する。

附則

2 第四條の二 (略)

2 (略)

一 当該納税義務者の第三十七条、第三十八条から第三十八条の三まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定を適用して計算した場合の所得割の額

三 当該納税義務者の法第三百十四條の三、第三百十四條の六から第三百十四條の八まで、法附則第五條第三項、法附則第五條の四第五項及び法附則第五條の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 (略)

第六條の三 (略)

第二百一十一条の四 法第十一条の十第二項の規定により種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより申告書を知事に提出しなればならない。

(種別割に係る証明書の交付)

第二百二十二条 知事は、種別割の納税義務者が道路運送車両法第九十七条の二の規定により種別割を滞納していないこと又は種別割を滞納していることが天災その他やむを得ない理由によることを証する知事の証明書の交付を申請したときは、これを交付する。

附則

2 第四條の二 (略)

2 (略)

一 当該納税義務者の第三十七条、第三十八条から第三十八条の三まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定を適用して計算した場合の所得割の額

三 当該納税義務者の法第三百十四條の三、第三百十四條の六から第三百十四條の八まで、法附則第五條第三項、法附則第五條の四第六項、法附則第五條の四の二第五項及び法附則第五條の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 (略)

第六條の三 (略)

1 (個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)
第六條の四 平成二十年度から平成二十八年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条、次条及び附則第六条の四の三において「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額を、当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第四

項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成十九年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号。以下この項において「平成十八年所得税法等改正法」という。)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた平成十八年所得税法等改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額

ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第八条の四第一項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号。以下この項において「平成二十年所得税法等改正法」という。))附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第二十五条第二項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。)、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七条の十第一項(平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。))若しくは第四十一条の十四第一項又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。附則第十一条の二の九及び附則第十一条の二の十において「租税条約等実施特例法」という。)(第三条の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定によ

る免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条から第十条の五の四まで及び第十条の六（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条から第十条の三の三までの規定による控除額の合計額）
 三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）
 21 前項の規定の適用がある場合における第三十八条の三及び第三十八条の四の規定の適用については、第三十八条の三中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第六条の四第一項」と、第三十八条の四中「前四条」とあるのは「前四条並びに附則第六条の四第一項」とする。

1 (個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除
 第六条の四 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」という。）が平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。）には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税

2 第六条の四の二 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合に

第六条の四の二 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における前条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条の四の三 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第六 条の四第 一項	租税特別措 置法第四十 一条又は第 四十一条の 二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二
附則第六 条の四第 一項第一 号	租税特別措 置法第四十 一条第二項 から第四項 まで若しく は第四十一 条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二
附則第六 条の四第 一項第三 号	租税特別措 置法第四十 一条、第四 十一条の二 の二、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四

第一項	租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二
第一項第一号	(略)	(略)
第一項第二号	(略)	(略)

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一项までの規定の適用を受けた場合における前条の規定の適用については、同条第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第三項若しくは第四項若しくは第七項から第十一项まで」とし、同条第三項の規定は適用しない。

附則第六 条の四の 二第一項	租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二
附則第六 条の四の 二第一項 第一号	(略)	(略)
附則第六 条の四の 二第一項 第二号	(略)	(略)

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一项までの規定の適用を受けた場合における前条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、前条第三項の規定は適用しない。

附則第六 条の四第 一項第一	又は阪神・淡路大震災の被災者等	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係
----------------------	-----------------	-----------------------

号

<p>に係る国税 関係法律の 臨時特例に 関する法律 (平成七年 法律第十一 号)第十六 条第一項か ら第三項ま で</p>	<p>住宅借入金 等の金額</p>	<p>法律の臨時特例 に関する法律 (平成七年法律第 十一号)第十六 条第一項から第 三項まで又は東 日本大震災の被 災者等に係る国 税関係法律の臨 時特例に関する 法律(平成二十 三年法律第二十 九号)第十三条 第三項若しくは 第四項若しくは 第十三条の二第 一項から第十項 まで</p>
<p>定 これらの規</p>	<p>当該金額 等 の金額</p>	<p>当該住宅借入金 等の金額</p>
<p>租税特別措置法 第四十一条第二 項から第四項ま で若しくは第四 十一条の二、阪 神・淡路大震災 の被災者等に係 る国税関係法律 の臨時特例に関 する法律第十六 条第一項から第 三項まで又は東 日本大震災の被 災者等に係る国 税関係法律の臨 時特例に関する</p>	<p>当該住宅借入金 等の金額</p>	<p>当該住宅借入金 等の金額</p>

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第六條の四の三 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号附則第七條の四において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第六條の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第六條の四第三項及び前條第三項の規定の適用については、これらの規定中「令和三年」とあるのは、「令和四年」とする。

第七條の二 (寄附金税額控除に係る申告の特例等)

2 前項の申告特例控除額は、第三十八條の二第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三十七條第二項に規定する課税総所得金額から第三十八條第一号イに掲げる金額と前年分の所得税に係る所得税法第八十六條第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一條の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)か

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第六條の四の四 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号附則第七條の四において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第六條の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第六條の四の二第三項及び附則第六條の四の三第三項の規定の適用については、これらの規定中「令和三年」とあるのは、「令和四年」とする。

第七條の二 (寄附金税額控除に係る申告の特例等)

2 前項の申告特例控除額は、第三十八條の二第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三十七條第二項に規定する課税総所得金額から第三十八條第一号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

<p>附則第六條の四の二第一項第一号</p>		<p>計算した同項</p>	
<p>又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六條第一項から第三項まで</p>	<p>法律第十三條第三項若しくは第四項若しくは第十三條の二第一項から第十項までの規定</p>	<p>計算した租税特別措置法第四十一條第一項</p>	<p>、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六條第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三條第三項若しくは第四項若しくは第十三條の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十項まで</p>

ら四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

3 (略)

3 (上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第八条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第二項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第一項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

3 (略)

3 (上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第八条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第二項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第一項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第九条第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和十一年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)
第十條 (略)

2 (略)

一・二 (略)
三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第九条第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)
第十條 (略)

2 (略)

一・二 (略)
三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一

項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条の二 昭和六十三年年度から令和十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の二の三の二第二項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の二の三の二第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき地方税法施行規則第十三条の三第一項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（附則第十条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から令和十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（令附則第十七条の二第一項に規定するやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第二項又は第三項に規定する日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる）が確実であると認められることにつき地方税法施行規則第十三条の三第二項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に

項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条の二 昭和六十三年年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の二の三の二第二項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の二の三の二第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき地方税法施行規則第十三条の三第一項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（附則第十条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（令附則第十七条の二第一項に規定するやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第二項又は第三項に規定する日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる）が確実であると認められることにつき地方税法施行規則第十三条の三第二項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に

規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3・4 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三十八

規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3・4 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の

条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)
 第十一条の二の三 (略)

2 (略)
 3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第十一条の六第四項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条、附則第五条の二、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

(略)	(略)	(略)	(略)
附則第五条の二第一項	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができ

金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)
 第十一条の二の三 (略)

2 (略)
 3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第十一条の六第四項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

(略)	(略)	(略)	(略)
附則第五条の二第一項	(略)	(略)	(略)
附則第六条の四第一項第二号ロ	第三十一条の三	第三十一条の三	(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第四項の規定により適用される場合を含む。)

4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができ

なくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の六第五項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第五項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等（当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限り、）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第五条、附則第五条の二、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

（先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例）

2 第十一条の二の七（略）

一・二（略）

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第二項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十一条の二の七第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあ

なくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の六第五項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第五項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等（当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限り、）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

（先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例）

2 第十一条の二の七（略）

一・二（略）

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第二項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十一条の二の七第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とあ

るものは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の七第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十一条の二の八 (略)

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として令附則第十八条の七の二第二項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として令附則第十八条の七の二第三項で定めるところにより計算した金額をいう。

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の八の二 (略)

2 (略)

一 (略)

二 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは、「課税山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第二項に規定する特例適用利子等の額(同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第二項に規定する特例適用利子等の額」と、「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは、「当該所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規定による県民税の所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規

額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の七第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

四・五 (略)

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十一条の二の八 (略)

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として令附則第十八条の七の二第二項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として令附則第十八条の七の二第三項で定めるところにより計算した金額をいう。

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の八の二 (略)

2 (略)

一 (略)

二 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは、「課税山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第二項に規定する特例適用利子等の額(同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第二項に規定する特例適用利子等の額」と、「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは、「当該所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第二項の規

定による県民税の所得割の額の合計額」と、第三十八条の三及び第三十八条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の八の二第一項に規定する特例適用利子等の額（同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

三 (略)

3・4 (略)

5 (略)

一 (略)

二 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第三項に規定する特例適用配当等の額（同条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第三項に規定する特例適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第三十八条の三及び第三十八条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による

十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第三十八条の三及び第三十八条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の八の二第一項に規定する特例適用利子等の額（同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

三 (略)

3・4 (略)

5 (略)

一 (略)

二 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第三項に規定する特例適用配当等の額（同条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第三項に規定する特例適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第三十八条の三及び第三十八条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一

る県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の八の二第三項に規定する特定適用配当等の額（同条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

三 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

2 (略)

一 (略)

二 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の九第一項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の九第一項に規定する条約適用利子等の額（同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の八の二第三項に規定する特定適用配当等の額（同条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の九第一項に規定する条約適用利子等の額（同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

三 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

2 (略)

一 (略)

二 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の九第一項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の九第一項に規定する条約適用利子等の額（同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

計額」とする。

三 (略)
3・4 (略)
5 (略)

一 (略)

二 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等の額」（同条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

三 (略)
6 (略)

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十二条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六条の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条

三 (略)
3・4 (略)
5 (略)

一 (略)

二 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等の額」（同条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

三 (略)
6 (略)

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十二条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六条の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条

第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年」（当該土地を取得した日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年）」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第十三条の三 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。以下この項において「被災家屋」という。）の所有者その他の令附則第三十一条第一項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

2 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地（福島県の区域内にあるものに限る。以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の令附則第三十一条第二項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、価格に当該従前の土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年」（当該土地を取得した日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年）」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第十三条の三 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項及び次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の令附則第三十一条第一項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の令附則第三十一条第二項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の令附則第三十一条第三項で規定する者が、当該被災農用地に代わる

5|3|4| (略)
居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた農用地(基盤強化法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。)(以下この項において「対象区域内農用地」という。)(同日における所有者(農業を営む者に限る。))その他の令附則第三十一条第五項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

第十六条 (略)
2|7 (略)

8 鉄道事業又は軌道事業を営む者(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二百五条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第二百九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。)(うち法附則第十二条の二の八第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第二百五条第一項(第五号(軽油の消費に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)(の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第十七条から第十八条の二まで 削除

6|4|5| (略)
居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた農用地(以下この項において「対象区域内農用地」という。)(同日における所有者(農業を営む者に限る。))その他の令附則第三十一条第六項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

第十六条 (略)
2|7 (略)

8 鉄道事業又は軌道事業を営む者(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第二百五条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第二百九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。)(うち法附則第十二条の二の七の二第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第二百五条第一項(第五号(軽油の消費に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)(の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

(軽油引取税の税率の特例)

第十七条 軽油引取税の税率は、第八八条の規定にかかわらず、当分の間、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第十七条の二 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四百四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五百五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2) 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四百四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五百五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第十七条の三 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

第十八条 削除

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)
第十八条の二 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第四百四条の五第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、法第六十八条第二項の規定その

の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第五十三条の二第二項に規定する自動車等で令附則第三十二条第二項に規定するもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金の納税義務を免除する。

2| 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3| 前項の規定により還付を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第十八条の二の四 法附則第十二条の二の十第一項に規定する条例で定める路線は、国が地域公共交通の確保及び維持のために交付する車両購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用バス（第十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バスをいう。以下この条において同じ。）が運行されている路線で、かつ、知事が地域住民の生活に必要な路線に係る一般乗合用バスの運行の確保を図るために交付する補助金の対象である路線とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)
第十八条の二の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。）で最初の第十三条の二第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第十八条の三の二までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千円を控除して得た額」とする。

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成二十八年法律第九十一号）第三条第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で地方税法施行規則附則第四条の十一第二項に規定するものに適合すること。
 - 1 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」「とあるのは、「という。（）から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第百三十二号）附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので地方税法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。
 - 1 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
 - 2 公共交通移動等円滑化基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第五項に規定するものに適合すること。
- 3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十

四條の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で地方税法施行規則附則第四條の十一第七項に規定するものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4)

乗用車（地方税法施行規則附則第四條の十一第十一項に規定するものに限る。）

（地方税法施行規則附則第四條の十一第十二項に規定するものに限る。）

（道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量をいう。）

（が三・五トンを超えるトラック（地方税法施行規則附則第四條の十一第九項に規定する被けん引自動車を除く。）

）であつて、同法第四十一條第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべき

ものとして定められた前方障害物との衝突に

対する安全性の向上を図るための装置（以下

この項において「衝突被害軽減制動制御装置

」という。）に係る保安上又は公害防止その

他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規

則附則第四條の十一第八項に規定するものに

適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御

装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第

四條の十一第十項に規定するものに限る。）

）で初回新規登録を受けるものに対する第百十

四條の規定の適用については、当該自動車の

取得が令和九年三月三十一日までに行われた

ときに限り、同条中「という。」とあるのは、

「という。」から百七十五万円を控除し

て得た額」とする。

（自動車税の税率の特例）

第十八條の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）で内燃機関を有しないものをいう。次項第一号並びに次条第一項及び第三項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で地方税法施行規則附則第五條第一項に規定するものをいう。次項第二号及び次条第三項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で地方税法施行規則附則第五條第二項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のもの

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十八條の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）で内燃機関を有しないものをいう。次項第一号及び次条第三項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で地方税法施行規則第九條の二第一項に規定するものをいう。次項第二号及び次条第三項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で地方税法施行規則附則第五條第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの

のとの混合物で地方税法施行規則附則第五条第三項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則附則第五条第四項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。第一号及び次条第三項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。）、第百十五号第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車及び同項第五号ロ(2)に規定する自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度の自動車税に係る第百十五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第三項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則附則第五条第六項に規定するものをいう。次号、次項第三号及び第三項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。）を受けたもの。初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度。

二 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第三項第三号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの。初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度。

(略)

2 次に掲げる自動車に対する第百十五号の規定の適用については、当該自動車が令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回

混合物で地方税法施行規則附則第五条第二項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則附則第五条第五項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則附則第九条の二第六項に規定するものをいう。次項第三号及び次条第三項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。）、第百十五号第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車及び同項第五号ロ(2)に規定する自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度の自動車税の種別割に係る第百十五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第百十四号の二第一項第一号に規定するガソリン自動車（次項第四号及び第三項第一号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第一項第二号に規定する石油ガス自動車（次項第五号及び第三項第二号において「石油ガス自動車」という。）で平成二十五年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの。初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度。

二 法第百四十九号第一項第六号に規定する軽油自動車（次項第六号及び第三項第三号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの。初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度。

(略)

2 次に掲げる自動車に対する第百十五号の規定の適用については、当該自動車が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回

新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 (略)

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則附則第五条の二第二項に規定するものに適合するもの又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

三 (略)

新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 (略)

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法第百四十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 (略)

四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。

()のうち、窒素酸化物の排出量が法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。

()のうち、窒素酸化物の排出量が法第百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成

(略)

3] 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第百十五条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第五項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使

(略)

三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの。

六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、法第百四十九条第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの。

3] 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百十五条第一項第一号イ及び第四号イの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの。

用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第五条の二第六項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので地方税法施行規則第五条の二第七項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第五条の二第八項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第五条の二第九項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則第五条の二第十項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第五条の二第十一項に規定するもの又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第五条の二第十二項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則第五条の二第七項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則第五条の二第八項に規定するもの

施行規則附則第五条の二第十三項に規定するもの

第十八条の三の二 令和元年十月一日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び第百十五条第一項第五号ロ(2)に規定する自動車(以下この条において「自家用の乗用車等」という。)であつて広島県税条例の一部を改正する条例等(以下この条において「平成二十九年広島県税条例(以下この条に於いて「平成二十九年改正前の広島県税条例」という。))第百十三条の規定により平成二十九年改正前の広島県税条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税に関する法律及び平成二十九年改正前の広島県税条例第百十四条の規定により平成二十九年改正前の広島県税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。))又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第二条第五項に規定する運行に相当するものとして地方税法施行規則附則第五条の二の二に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であつて令和元年十月一日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第百十五条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

3 2 (略)
第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用

第一号イ	第二号イ	第三号イ	第四号イ	第五号イ	第六号イ	第七号イ	第八号イ	第九号イ	第十号イ
七千五百円	八千五百円	九千五百円	一万三千八百円	一万五千七百円	一万七千九百円	二万五百円	二万三千六百円	二万七千二百円	四万七千七百円
四千円	四千五百円	五千円	七千円	八千円	九千円	一万五百円	一万二千元	一万四千元	二万五百円

第十八条の三の二 令和元年十月一日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び第百十五条第一項第五号ロ(2)に規定する自動車(以下この条において「自家用の乗用車等」という。)であつて広島県税条例の一部を改正する条例等(以下この条に於いて「平成二十九年広島県税条例(以下この条に於いて「平成二十九年改正前の広島県税条例」という。))第百十三条の規定により平成二十九年改正前の広島県税条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税に関する法律及び平成二十九年改正前の広島県税条例第百十四条の規定により平成二十九年改正前の広島県税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。))又は同日までに法の施行地外において法第百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして地方税法施行規則附則第五条の二の二に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であつて令和元年十月一日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第百十五条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

3 2 (略)
第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用

車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例）

第十八条の三の三 自動車等持出困難区域（法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域をいう。以下この条において同じ。）内の自動車が、同項各号に掲げる自動車で令附則第三十二条第一項に規定するものに該当することとなつた場合には、当該自動車は、第百十三条第一項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

（東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の種別割の納税義務の免除等）

第十八条の三の三 令附則第三十二条第四項に規定する者が、附則第十八条の二の三第一項の規定の適用を受けることとなつた場合には、法附則第五十四条第一項各号に掲げる期間に取得された他の自動車（法第百四十五条第三号に規定する自動車に限る。）に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金の納税義務を免除する。

2 自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 前項の規定により還付を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

4 対象区域内自動車等（法第百四十五条第三号に規定する自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第百十三条第一項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

（自動車税の賦課徴収の特例）

第十八条の三の四 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第百十八条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所

（自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第十八条の三の四 知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第百十八条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自

有者とみなして、自動車税に関する規定（法第六十條から第六十二條までの規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定（法第七十七條の十三から第七十七條の十五までの規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正）

第二条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例（昭和二十七年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例

（この条例の目的）

第一条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号。以下「特例法」という。）第四條第一項の規定に基づき、自動車税の徴収について広島県条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「県税条例」という。）の特例を設けることを目的とする。

（この条例の目的）

第一条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号。以下「特例法」という。）第四條第一項の規定に基づき、自動車税の種別割の徴収について広島県条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「県税条例」という。）の特例を設けることを目的とする。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車税の徴収の方法）

第三条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車（軽自動車税の課税客体である自動車を除く。以下同じ。）に対する自動車税は、県税条例第百十九條の規定にかかわらず、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によつて徴収する。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車税の種別割の徴収の方法）

第三条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車（軽自動車税の種別割の課税客体である自動車を除く。以下同じ。）に対する自動車税の種別割は、県税条例第百十九條の規定にかかわらず、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によつて徴収する。

（自動車税の証紙徴収の手續）

第四条 前條に規定する自動車に対する自動車税の納税義務者は、毎年四月中（賦課期日後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては当該自動車税の納税義務の発生した月の翌月中）において、県の発行する別記様式第一号による証紙を知事から購入して、当該自動

（自動車税の種別割の証紙徴収の手續）

第四条 前條に規定する自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は、毎年四月中（賦課期日後に自動車税の種別割の納税義務が発生した者にあつては当該自動車税の種別割の納税義務の発生した月の翌月中）において、県の発行する別記様式第一号による証紙を知

車税を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に別記様式第二号による検印を受けたときに完了するものとする。

(自動車税の税率)
第五条 自動車税の税率は、県税条例第百十五
条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自
動車に対し、一台について、それぞれ当該各
号に定める額とする。
一・二 (略)

事から購入して、当該自動車税の種別割を払
い込まなければならない。

2 前項の場合において、自動車税の種別割の
納税義務は、購入した証紙に別記様式第二号
による検印を受けたときに完了するものとし
る。

(自動車税の種別割の税率)
第五条 自動車税の種別割の税率は、県税条例
第百十五条の規定にかかわらず、次の各号に
掲げる自動車に対し、一台について、それぞ
れ当該各号に定める額とする。
一・二 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよ
うに改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: center;">自動車税証紙</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">自動車税証紙</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div> <p>(略) (略)</p>	<p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: center;">自動車税種別割証紙</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">自動車税種別割証紙</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div> <p>(略) (略)</p>

(国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

第三条 国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例(昭和二十九年広島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第八十八号。以下「特例法」という。)</p> <p>第三条第二項の規定に基づき、自動車税の賦課徴収について広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例)</p> <p>第二条 国際連合の軍隊の構成員等(特例法第二条に規定する者をいう。)の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収については、合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和二十七年広島県条例第三十八号。以下「特例条例」という。)第三条から第六条までの規定を準用する。</p>	<p>国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第八十八号。以下「特例法」という。)</p> <p>第三条第二項の規定に基づき、自動車税の種別割の賦課徴収について広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例)</p> <p>第二条 国際連合の軍隊の構成員等(特例法第二条に規定する者をいう。)の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収については、合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例(昭和二十七年広島県条例第三十八号。以下「特例条例」という。)第三条から第六条までの規定を準用する。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、令和八年四月一日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十三条の三第一項に規定する代替家屋の取得が施行日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。」とあるのは、「家屋（」とする。

3 新条例附則第十三条の三第二項に規定する土地の取得が施行日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「土地（福島県の区域内にあるものに限る。」とあるのは、「土地（」とする。
(軽油引取税に関する経過措置)

第四条 施行日前に広島県税条例第四百四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第五百五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第四百四条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の広島県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十八条の二の三第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

4 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第十八条の三の三第一項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和三年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第二条の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の規定は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第三条の規定による改正後の国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の規定は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

二 専決処分年月日

令和八年三月三十一日

(提案理由)

地方税法等の一部が改正され、個人の県民税、不動産取得税、軽油引取税及び自動車税に関する改正規定が、一部の規定を除き令和八年四月一日から施行されるため、広島県税条例等の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたので、今回報告し、県議会の承認を求めらる。